

消防法令適合通知書等交付事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旅館、ホテルに関する法令等に基づき許可、登録、指定、届出等を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「通知書」という。）の交付及び旅行関係者からの照会に対する対応並びに関係行政機関との連絡体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(消防法令適合通知書の交付申請)

第2条 次の各号に掲げる許可等に必要な通知書の交付を申請しようとする者は、当該防火対象物及び届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。以下同じ。）の所在する管轄消防署長（以下「署長」という。）に申請するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
- (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
- (3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
- (4) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- (7) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規

定による営業の許可

- (8) 豊中市興行場法施行条例（平成24年条例第79号）第4条の規定による変更の届出
- (9) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可
- (10) 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出
- (11) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
- (12) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による変更の届出

2 前項の交付申請は、次の各号に掲げる交付申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により受け付けるものとする。

- (1) 前項第1号から第10号までの交付申請
様式第1号
- (2) 前項第11号及び第12号の交付申請
様式第2号

3 署長は、前項の場合において、必要な資料の添付を求めるものとする。

（適合状況の調査）

第3条 署長は、前項の申請があった場合には、すみやかに立入検査を行い、消防法令の適合状況について調査を行うものとする。

2 前項の調査の対象は、原則として、防火対象物全体とする。ただし、申請に係る旅館、ホテル等が防火対象物の部分の場合は、防火対象物全体に及ぶ消防法令の違反がない場合に限り、申請に係る部分及び当該申請部分からの避難経路に係る部分のみを調査の対象とするものとする。

（消防法令適合通知書の交付）

第4条 署長は、前条の立入検査の結果、消防法令に適合していると認められる場合は、次の各号に掲げる交付申

請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により当該申請者に交付するものとする。

(1) 第2条第1項第1号から第10号までの交付申請様式第3号

(2) 第2条第1項第11号及び第12号の交付申請様式第4号

2 前項の場合において、前条第2項の規定に基づき防火対象物の部分について調査を行ったときは、消防法令適合通知書の備考の欄に、消防法令に適合していると認められた防火対象物の範囲を記載するものとする。

3 署長は、調査の結果、消防法令に適合していないと認めるときは、様式第5号により当該申請者に通知するものとする。

(旅行関係者等からの照会)

第5条 署長は、旅館、ホテル等の消防法令等の適合状況に関し、旅行関係者（個人を除く。）から様式第6号により照会があった場合は、様式第7号により回答するものとする。ただし、届出住宅の適合状況については、届出住宅を利用しようとする個人からの照会があった場合においても回答するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第6条 署長は、第4条により消防法令適合通知書を交付したときは、下記の区分に応じ、関係行政機関に口頭で通報するものとする。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 旅館業法に係るもの | 所轄保健所長 |
| (2) 国際観光ホテル整備法に係るもの | 近畿運輸局長 |
| (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係るもの | 所轄警察署長 |
| (4) 興行場法による劇場等に係るもの | 所轄保健所長 |
| (5) 公衆浴場法に係るもの | 所轄保健所長 |
| (6) 住宅宿泊事業法に係るもの | 大阪府知事 |

2 署長は、第4条第3項による通知を行ったときは、様式第5号により前項の関係行政機関に通知するものと

する。

- 3 署長は、消防法に基づく立入検査（第3条による立入検査を除く。）を実施した結果、防火安全に係る重大な不備を発見した場合には、様式第8号により関係行政機関に通知するものとする。
- 4 署長は、旅館、ホテル等の関係法令に基づく許可申請等をしようとする者が第2条第1項の申請を行わない場合で、所轄保健所長から様式第9号により通報があったときは、第3条及び第4条に準じて処理するものとする。

（報告）

第7条 署長は、消防法令適合通知書の交付を行ったときは、すみやかに消防法令適合通知書の写しを添えて様式第10号により消防長に報告するものとする。

附 則（平成30年3月29日豊消予第182号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行し、平成30年3月15日から適用する。

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日	
豊中市 消防署長 様	
申請者 住 所	
氏 名	
印	
下記の営業施設について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 営業施設の名称	
2 営業施設の所在地	
3 申請理由区分	
<input type="checkbox"/> 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可	
<input type="checkbox"/> 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出	
<input type="checkbox"/> 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録	
<input type="checkbox"/> 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出	
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可	
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出	
<input type="checkbox"/> 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定による営業の許可	
<input type="checkbox"/> 豊中市興行場法施行条例（平成24年条例第79号）第4条の規定による変更の届出	
<input type="checkbox"/> 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可	
<input type="checkbox"/> 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が法人である場合は、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 「申請理由区分」は、当該交付申請理由の区分に応じ、□にチェックを入れること。
- 4 許可又は届出等に係る申請書の写し、許可又は届出部分の建築図面の写し、登記簿謄本の写し、その他必要な資料を添付すること。
- 5 ※印の欄は記入しないこと。

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

豊中市 消防署長 様

申請者

住 所

氏 名

印

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名称 (届出住宅の名称)
- 2 所在地 (届出住宅の所在地)
- 3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室 (宿泊者の就寝の用に供する室) の床面積の合計 (㎡)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在 (住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。) とならない

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第3条第1項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第3条第4項の規定による届出

※受付欄

※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 該当する場合は、□にチェックを入れること。
- 3 住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第3条第1項又は第4項の規定による届出書に添付することを予定している書類のうち、住宅の登記事項証明書の写し、住宅の図面を添付すること。その他必要な書類の提出を求める場合があります。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

消 防 法 令 適 合 通 知 書

年 月 日

(申 請 者) 様

豊中市 消防署長 印

年 月 日付で交付申請のあった下記の営業施設について、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 申 請 者

4 立入検査実施日 年 月 日

5 申請理由区分

- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
- 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定による営業の許可
- 豊中市興行場法施行条例（平成24年条例第79号）第4条の規定による変更の届出
- 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可
- 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出

6 備 考

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「申請理由区分」は、当該交付申請理由の区分に応じ、□にチェックを入れること。

消 防 法 令 適 合 通 知 書

年 月 日

(申 請 者) 様

豊中市 消防署長 印

年 月 日付で交付申請のあった下記の届出住宅の部分について、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名称 (届出住宅の名称)

2 所在地 (届出住宅の所在地)

3 申請者

4 立入検査実施日 年 月 日

5 申請理由

- 住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 1 項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 4 項の規定による届出

6 備考

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 該当する場合は、□にチェックを入れること。

通 知 書

年 月 日

(申 請 者) 様
(関係行政機関)

豊中市 消防署長 印

年 月 日付で「消防法令適合通知書」の交付申請のあった下記営業施設又は
届出住宅について、消防法令に適合していないため交付できないことを通知します。

記

- 1 営業施設又は届出住宅の名称
- 2 営業施設又は届出住宅の所在地
- 3 消防法令に適合していない事項

旅館、ホテル等の消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日	
豊中市 消防署長 様	
申請者 住所 氏名	
印	
下記の旅館、ホテル等の消防法令等の適合状況について照会いたします。	
記	
1 名称 (旅館、ホテル等の名称)	
2 所在地 (旅館、ホテル等の所在地)	
3 代表者氏名	
4 申請理由	
5 備考	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が法人である場合は、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

旅行関係者等からの照会に対する回答書

年 月 日

(照 会 者) 様

豊中市 消防署長 印

年 月 日付けにより、照会のあった下記旅館、ホテル等の消防法令の適合状況について、次のとおり回答します。

記

1 名 称 (旅館、ホテル等の名称)

2 所在地 (旅館、ホテル等の所在地)

3 代表者氏名

4 表示マーク交付状況等

表示マーク交付済

交付年月日 年 月 日
有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

表示マーク不交付
(理由)

(届出等の状況)

防火管理者選任(解任)に係る届出 (届出済 未届出)

防火管理に係る消防計画 (届出済 未届出)

・訓練実施日

消火訓練 年 月 日

避難訓練 年 月 日

消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (報告済 未報告)

防火対象物点検結果 (報告済 未報告)

その他 ()

5 備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 該当する場合は、にチェックを入れること。
3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。
4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。
5 表示マーク不交付の場合は、その理由(表示基準に適合しない、表示マークに係る交付申請がない、表示制度の対象外等)を「理由」欄に記載すること。

通 知 書

年 月 日

(関係行政機関) 様

豊中市 消防署長 印

下記施設について、消防法令に基づく立入検査を行ったところ次のとおりであったので通知
します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 消防関係法令に適合していない事項

様式第9号

年 月 日

豊中市 消防署長 様

保 健 所 長 印

旅館業等営業三法関係施設の営業許可申請書の受理について (通報)

下記のとおり営業許可申請書を受理したので通報します。

なお、当該施設について消防法令に適合しているかどうか通知願います。

記

営 業 の 種 類	
申 請 区 分 (新設、増・改築、承継等)	
施 設 所 在 地	
施 設 の 名 称	
申 請 者 氏 名	
申 請 受 付 年 月 日	

備 考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

消防法令適合通知書・回答書及び通知書の交付について（報告）

みだしのことについて、下記のとおり交付しましたので、写しを添えて報告します。

記

1 防火対象物名

2 所在地

3 申請理由区分

- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
- 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
- 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定による営業の許可
- 豊中市興行場法施行条例（平成24年条例第79号）第4条の規定による変更の届出
- 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可
- 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出
- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

4 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「申請理由区分」は、当該交付申請理由の区分に応じ、□にチェックを入れること。